

長岡市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和7年6月1日を選挙人名簿の登録の基準日とする選挙人名簿の登録の日を、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定に基づき告示します。

令和7年5月15日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷲 尾 純 一

選挙人名簿の登録の日 令和7年6月2日